

香芝市告示第167号

香芝市保育所等の利用調整に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年8月20日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市保育所等の利用調整に関する要綱の一部を改正する要綱

香芝市保育所等の利用調整に関する要綱（令和7年告示第193号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
（利用調整） 第2条 利用調整は、次に掲げる利用希望保護者（香芝市内の保育所等における保育の実施を希望する児童の保護者<u>（出産予定の者を含む。第4号及び第5号を除き、以下同じ。）</u>）をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日において実施するものとする。 （1） 保育所等の4月からの利用を希望し、<u>又は次に掲げる事由により香芝市立の保育所等の4月以外の月からの利用を希望し、前年度の10月1日（その日が香芝市の休日定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1号に規定する日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日等でない日）から同月31日（その日が休日等に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日）までの間に</u>香芝市保育の実施に関する条例施行規則（平成27年規則第5号）第2条第1項の規定による利用の申込み（以下「利用申込み」という。）をした利用希望保護者 <u>同年度</u>の11月30日（その日が休日等に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日） <u>イ 妊娠していること。ただし、次に掲げる場合を除く。</u>	（利用調整） 第2条 利用調整は、次に掲げる利用希望保護者（香芝市内の保育所等における保育の実施を希望する児童の保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日において実施するものとする。 （1） 保育所等の4月からの利用を希望し、<u>前年</u>の10月31日（その日が香芝市の休日定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1号に規定する日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日）までに香芝市保育の実施に関する条例施行規則（平成27年規則第5号）第2条第1項の規定による利用の申込み（以下「利用申込み」という。）をした利用希望保護者 <u>同年</u>の11月30日（その日が休日等に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日）

改 正 案	現 行
<u>(イ) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。）第1条の5第2号の事由により保育所等を利用する場合</u> <u>(ロ) 出生した児童に係る保育所等の利用の開始月について、当該児童が出生した日から6月を経過する日の属する月の翌月ではない場合</u> <u>ロ 当該年の翌年の4月2日から同年10月1日までに香芝市外からの転入を予定していること。ただし、5月から10月までのいずれかの月の1日に転入し、同日から保育所等を利用する場合又は4月から9月までのいずれかの月の1日以外の日に転入し、その日の属する月の翌月の1日から保育所等を利用する場合に限る。</u> <u>ハ その他保育所等の4月からの利用が困難であること。ただし、規則第1条の5第2号の事由により保育所等を利用する場合を除く。</u> (2) [略] (3) 保育所等の4月からの利用を希望し、<u>前年の11月1日（その日が休日等に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日等でない日）から翌年の3月5日（その日が休日等に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日）までの間に</u>利用申込みをした利用希望保護者（第1号の利用希望保護者を除く。）前年の12月28日から翌年の3月5日までの各日（休日等を除く。） (4)・(5) [略] (利用決定の優先等)	(2) [略] (3) 保育所等の4月からの利用を希望し、<u>当該年の3月5日（その日が休日等に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日）までに</u>利用申込みをした利用希望保護者（第1号の利用希望保護者を除く。）前年の12月28日から翌年の3月5日までの各日（休日等を除く。） (4)・(5) [略] (利用決定の優先等)

改 正 案	現 行
第3条 [略] 2 [略] 3 利用調整指数は、利用希望保護者の保育を必要とする事由（<u>規則第1条の5各号に掲げる事由をいう。</u>）に応じた別表第1の基礎指数（以下「基礎指数」という。）に別表第2の調整指数を加減し、算定するものとする。 4 [略] （1）～（3） [略] （4） 児童に両親及び祖父母が共にいない場合 <u>別表第1の13①</u>の基礎指数とする。 5・6 [略] 7 市長は、次条第1項の利用調整会議における審議を経て、<u>規則第1条の5第8号に該当するおそれがあり、又はその他支援を要すると見込まれる利用希望保護者であると認めるときは、前各項の規定にかかわらず、他の利用希望保護者に優先して保育所等の利用を決定することができる。この場合において、利用する保育所等については、市長が適当と認める施設とする。</u> （利用調整会議） 第4条 利用調整会議は、<u>保育所及び認定こども園等への入退所（園）に関することを所掌する課室（以下この条において「所管課室」という。）並びに子育て支援に関することを所掌する課室の職員をもって組織する。</u> 2 利用調整会議は、<u>所管課室の長</u>が必要に応じて招集する。	第3条 [略] 2 [略] 3 利用調整指数は、利用希望保護者の保育を必要とする事由（<u>子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5各号に掲げる事由をいう。</u>）に応じた別表第1の基礎指数（以下「基礎指数」という。）に別表第2の調整指数を加減し、算定するものとする。 4 [略] （1）～（3） [略] （4） 児童に両親及び祖父母が共にいない場合 <u>別表第1の15①</u>の基礎指数とする。 5・6 [略] 7 市長は、次条第1項の利用調整会議における審議を経て、<u>子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第8号に該当するおそれがあり、又はその他支援を要すると見込まれる利用希望保護者であると認めるときは、前各項の規定にかかわらず、他の利用希望保護者に優先して保育所等の利用を決定することができる。この場合において、利用する保育所等については、市長が適当と認める施設とする。</u> （利用調整会議） 第4条 利用調整会議は、<u>保育幼稚園課及び児童福祉課の職員をもって組織する。</u> 2 利用調整会議は、<u>保育幼稚園課長</u>が必要に応じて招集する。

改 正 案	現 行
3 利用調整会議の議長は、<u>所管課室の長</u>をもって充てる。 4 <u>所管課室の長</u>は、必要があると認めるときは、利用調整会議にその審議の対象となる保育所等の職員その他香芝市の職員を出席させ、当該保育所等の状況の報告、利用希望保護者の利用調整に関する意見その他必要な協力を求めることができる。 5 <u>所管課室の長</u>は、利用調整会議において審議し、又は調整した選考に関する事項を記録しておくものとする。	3 利用調整会議の議長は、<u>保育幼稚園課長</u>をもって充てる。 4 <u>保育幼稚園課長</u>は、必要があると認めるときは、利用調整会議にその審議の対象となる保育所等の職員その他香芝市の職員を出席させ、当該保育所等の状況の報告、利用希望保護者の利用調整に関する意見その他必要な協力を求めることができる。 5 <u>保育幼稚園課長</u>は、利用調整会議において審議し、又は調整した選考に関する事項を記録しておくものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

基礎指数表

番号	類型	項目		細目	基礎指数
1	就労（就労時間は短時間勤務制度等を利用する前の契約又は規則上の時間で判断する。）	固定就労又は変則就労		① 月160時間以上の就労をしている場合	20
				② 月140時間以上160時間未満の就労をしている場合	18
				③ 月120時間以上140時間未満の就労をしている場合	16
				④ 月96時間以上120時間未満の就労をしている場合	14
				⑤ 月64時間以上96時間未満の就労をしている場合	12
2		内職		① 月160時間以上の就労をしている場合	10
				② 月140時間以上160時間未満の就労をしている場合	8
				③ 月120時間以上140時間未満の就労をしている場合	6
				④ 月64時間以上120時間未満の就労をしている場合	4
3	求職活動（起業の準備を含む。）	利用申込み時点で仕事の内定又は保育所等への入所時点までに開業予定（固定就労又は変則就労の予定）		① 月160時間以上の就労をする予定の場合	20
				② 月140時間以上160時間未満の就労をする予定の場合	18
				③ 月120時間以上140時間未満の就労をする予定の場合	16
				④ 月96時間以上120時間未満の就労をする予定の場合	14
				⑤ 月64時間以上96時間未満の就労をする予定の場合	12
4		未定		① 前職で雇用保険に加入しており、かつ、非自発的な失業により、求職中である場合	3
				② ①以外の場合	1
5	育児休業	育児休業		規則第1条の5第9号の規定により、保護者の育児休業中に既に保育所等に在籍しながらも、育児休業を継続しながら別の保育所等へ利用申込みをした場合	1
6	就学	就学（職業訓練、通信制大学、通信制高等学	就学	① 月160時間以上の就学をしている場合	18
				② 月140時間以上160時間未満の就学をしている場合	16
				③ 月120時間以上140時間未満	14

7		校等を含む。)	利用申込み時点で内定	の就学をしている場合	
				④ 月96時間以上120時間未満の就学をしている場合	12
				⑤ 月64時間以上96時間未満の就学をしている場合	10
				① 月160時間以上の就学をする予定の場合	16
				② 月140時間以上160時間未満の就学をする予定の場合	14
				③ 月120時間以上140時間未満の就学をする予定の場合	12
				④ 月96時間以上120時間未満の就学をする予定の場合	10
8	出産	出産		⑤ 月64時間以上96時間未満の就学をする予定の場合	8
				⑥ 就学時間、日数等が分からない場合	1
				出産予定月の前後3月である場合	16
9	病気、障害等	病気等	傷病	① 3月以上の入院をする場合又は常時病臥である場合	20
				② 1月以上3月未満の入院をする場合	18
				③ 医師から1月以上の通院加療を要すると診断された場合	15
10		障害	精神障害	① 精神障害者保健福祉手帳（障害等級1級）を所持している場合	18
				② 精神障害者保健福祉手帳（障害等級2級）を所持している場合	15
				③ 精神障害者保健福祉手帳（障害等級3級）を所持している場合	12
			身体障害	④ 身体障害者手帳（身体障害者等級表による級別が1級又は2級）を所持している場合	18
				⑤ 身体障害者手帳（身体障害者等級表による級別が3級）を所持している場合	15
				⑥ 身体障害者手帳（身体障害者等級表による級別が4級以下）を所持している場合	12
			知的障害	⑦ 療育手帳（障害の程度がA）を所持している場合	18

			⑧ 療育手帳（障害の程度がB）を所持している場合	15
		上記以外の所得税法（昭和40年法律第33号）上の障害者	⑨ ①から⑧まで以外の所得税法上の特別障害者である場合	18
			⑩ ⑨以外の所得税法上の障害者である場合	12
		その他	⑪ ①から⑩まで以外で、医師の診断書により、障害があると認められる場合	10
11	病人等を介護	介護	① 全介助を必要とする者（精神障害者保健福祉手帳（障害等級1級）、身体障害者手帳（身体障害者等級表による級別が1級又は2級）若しくは療育手帳（障害の程度がA）を所持している者又は要介護認定3級から5級まで程度である者）を介護している場合	16
			② 一部介助を必要とする者（要介護認定1級又は2級程度である者）を介護している場合	13
			③ その他支援を必要とする者を介護している場合	10
12	災害復旧	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	20
13	その他	両親及び祖父母の不存在	① 両親及び祖父母が共にいない場合	42
		両親の不存在	② 両親が共にいない場合	20
		上記以外のその他	③ ①及び②以外で明らかに保育に当たれない場合	当該児童及び世帯の状況に応じ、別途決定する。

備考

1 1から13までにおいて、複数の要件に該当する場合は、その中で最も高い基礎指数を選択し、決定する。ただし、1から3までの複数の細目に該当する場合は、次のとおりとする。

- (1) 1の細目が含まれておらず、2及び3の細目の両方が含まれている場合
2における時間に1／2を乗じた上で3の時間と合算し、1月当たりの時間を算出する。
- (2) (1)以外で複数の細目に該当する場合 2における時間に1／2を乗じた上で、3の時間と合算し、1月当たりの時間を算出する。

- 2 第2号様式において、希望順位が低くても兄弟姉妹と同じ保育所等の利用を希望している利用希望保護者の児童の場合は、その兄弟姉妹の状況により、次のように取り扱う。
 - (1) 兄弟姉妹の保育所等の利用の承諾が保留となった場合は、当該児童も利用の承諾を保留するものとして取り扱う。
 - (2) 兄弟姉妹が当該児童と違う保育所等の利用を決定する場合は、当該児童も兄弟姉妹と同じ保育所等を利用するものとして取り扱う。
- 3 療育手帳を交付する地方公共団体によっては、独自にC以下の表記をしている場合もあるが、その場合はBとみなす。
- 4 13①及び②のいない場合とは、死亡し、行方不明となり、又は刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁等されている場合をいう。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 案			現 行		
別表第 2（第 3 条関係） 〔略〕			別表第 2（第 3 条関係） 〔略〕		
〔略〕			〔略〕		
加算	〔略〕		加算	〔略〕	
	⑨ 別表第 1 の10の①から⑪まで以外に該当しながらも精神障害者保健福祉手帳（障害等級 1 級）、身体障害者手帳（身体障害者等級表による級別が 1 級又は 2 級）若しくは療育手帳（障害の程度が A）を所持している場合又はその他の場合における所得税法上の特別障害者に該当する場合	〔略〕		⑨ 別表第 1 の12の①から⑪まで以外に該当しながらも精神障害者保健福祉手帳（障害等級 1 級）、身体障害者手帳（身体障害者等級表による級別が 1 級又は 2 級）若しくは療育手帳（障害の程度が A）を所持している場合又はその他の場合における所得税法上の特別障害者に該当する場合	〔略〕
	〔略〕			〔略〕	
減算	〔略〕		減算	〔略〕	
	② 別表第 1 の 6 又は 7 に該当し、かつ、通信制大学、高等学校等の学生である場合（予定を含む。）	〔略〕		② 別表第 1 の 8 又は 9 に該当し、かつ、通信制大学、高等学校等の学生である場合（予定を含む。）	〔略〕
	〔略〕			〔略〕	
〔略〕			〔略〕		
別表第 3（第 3 条関係）			別表第 3（第 3 条関係）		
〔略〕			〔略〕		
4	別表第 1 の 1 に該当する利用希望保護者が多い場合		4	保護者の勤務先までの通勤時間を合算し、より時間が長い利用希望保護者である場合	
5	同居している小学校第 3 学年修了前の児童数がより多		5	別表第 1 の 1 に該当する利用希望保護者が多い場合	

改 正 案			現 行		
		<u>い利用希望保護者である場合</u>			
6		<u>保護者の勤務先までの通勤時間を合算し、より時間が長い利用希望保護者である場合</u>	6		<u>別表第 1 の 4 に該当する利用希望保護者が多い場合</u>

附 則

(施行期日)

- この要綱は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この要綱による改正後の香芝市保育所等の利用調整に関する要綱別表第 1 から別表第 3 までの規定は、保育所等の令和 9 年度以後の利用に係る利用調整について適用し、保育所等の令和 8 年度以前の利用に係る利用調整については、なお従前の例による。